

- Q 1 日本中体連が対応を始めるのは、どの時点からか。
- A 1 当該校の校長が任命権者又は学校設置者から、当指導者に対する懲戒処分確定の通知を受けた日を起算日とする。
また、懲戒処分規定が及ばない外部指導者等については、当該校の校長が暴力等に対する指導措置を行った日を起算日とする。
- Q 2 当該指導者が人事異動等により勤務校が変更になった場合や退職し部活動指導員、外部指導者になった場合も本ルールは適用されるのか。
- A 2 職に対する対応ではなく、人に対するものであるため、勤務校や立場が変更になったとしても本ルールが継続して適用される。
勤務地、住所が処分を受けた都道府県から他の都道府県に移動しても、本ルールが継続して適用される。
- Q 3 中高一貫校や中等学校における運動部活動の指導中に、指導者による暴力行為が発生した。この場合の対応はどうか。
- A 3 その指導者の所属が中学校・中等部に有り、また、中学校・中等部の運動部の監督・コーチなどの役を持っていたり、中学校体育連盟の役にあれば、本ルールの適用を受ける。
- Q 4 本ルールはいつから実施するのか。
- A 4 平成29年末までに意見をまとめ公表し、平成30年4月から本ルールを実施する。
- ※今後、このQ & Aは、各方面からの質問への回答を記録し、各方面に周知することとする。
- Q 5 対応・措置の対象となる処分や人、開始日等について。
- A 5 ①対応・措置の対象となる場合 → 懲戒処分を受けた時
②懲戒処分とは、法に定められている「戒告・減給・停職・免職」である。
③平成30年4月1日以降に処分を受けた場合であり、その日までに処分を受けた者は、今回の対応には当てはまらない。
④「本連盟の役職になれない」「全国中学校体育大会の引率者・監督・外部指導者、トレーナー、〈部活動指導員〉等」になれないのであり、学校における顧問や指導等を禁止するものではありません。
- Q 6 学校で処分の対象となる事案が発生した場合、学校から日本中体連までの報告の仕方や様式等はあるのか。
- A 6 全国中学校体育大会における引率・監督等についての報告は必要ありません。申込書に懲戒処分を受けている者が記載されている場合には、校長印を押印しないこととなります。
日本中体連の役職に就いている者が懲戒処分を受けた場合は、所属する都道府県中体連会長に本人が申し出ることが原則である。それを受けた各都道府県中体連会長は、日本中体連会長に報告し、その後の対応を協議します。
- Q 7 各都道府県中体連事務局が個人情報になることを把握する必要があるか。会長・副会長等校長職の方が把握するのか。
- A 7 必要ありません。但し、日本中体連の役職に就いていた者が該当した場合には、後任の補充に関して把握することとなります。
- Q 8 中学校は基本的には市町教委の指導により、各学校の校長の判断により内部の調整を図ると思うが、県中体連から指示・指導をしないといけないのか。
- A 8 各都道府県中体連による指導は必要ありません。但し、Q 7の役員補充に関しては、相談や指示が必要となる場合も考えられます。
- Q 9 「暴力・体罰・セクハラ等・・・」の文中の「等」は、あくまでも運動部活動の指導に関する認識で良いのか。具体的に言えば、飲酒（翌日の酒気帯び）運転で停職中の先生や過度なスピード違反で、懲戒処分を受けた方はこの通知からは対象外なのか。
- A 9 対象外となります。あくまでも本連盟が対応するのは、部活動を指導している中での行動についてとなります。